

(東北森林管理局からのお知らせ)

～国有林野を借受け等されている（又は予定の）皆さまへ～

盛土規制法の規制区域指定に係る留意事項について

平素より、国有林野事業にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

盛土規制法（※1）における「規制区域」に指定された区域内では、盛土等を含む工事を行う場合、規模により規制対象となりますので、以下の点について十分留意いただきますようお願いいたします。

※1 正式な法律名は「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」です。

● 盛土等を安全に保つ責務

盛土規制法の規制区域内では、盛土等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持することが求められます。

盛土規制法に規定される「土地の管理者」としての責務は、契約条項に記載されている「貸付等物件の維持保全義務」に含まれますので、盛土等の保全管理の徹底をお願いします。

● 盛土等の許可申請等に係る対応について

【これから借受け等を予定の方】

① 県（又は市）への許可申請の際には、土地の所有者等の同意の取得や、周辺住民への事前周知（説明会の開催等）が必要です。周知スケジュール、周知範囲等の情報や住民との調整状況等についてお伺いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

② ①に記載の土地所有者の同意については、土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合、貸付け等に関する協議を開始している旨の証明書を許可申請書に添付することで差し支えないとされています。このため、この証明書を管轄の森林管理署（支）署長から交付しますので必要に応じて所定の様式により証明依頼を行ってください。（様式や添付書類等については、管轄の森林管理（支）署までお問い合わせください。）

③ 貸付け等の申請に当たって、県（又は市）から交付される許可書の写し又は県（又は市）へ提出した届出書（※2）の写しを添付してください。また、契約締結後は、県（又は市）へ貸付契約書等の写しを速やかに提出してください。

（※2）届出の場合は、都道府県等が届出書を受理してから30日以内は、計画の変更や必要な措置等について勧告が出される場合があることから、貸付け等の契約締結は、都道府県等の届出書の受理日から30日を過ぎた日以降となることをご了承ください。

勧告を受けた場合は、速やかにご報告いただくとともに、当該勧告に基づく対応が完了した際には、対応が完了した旨が記載された都道府県等の文書等の写しを提出してください。

【既に借受け等をされている方】

④ 規制対象となる盛土等を含む工事をこれから実施する場合は、県（又は市）への許可又は届出（※3）の手続きが必要です。手続き後に許可書又は届出書の写しを管轄の森林管理署（支）署へ速やかに提出してください。

（※3）届出の場合は、都道府県等が届出書を受理してから30日以内は、計画の変更や必要な措置等について勧告が出される場合があります。勧告を受けた場合は、速やかに

ご報告いただくとともに、当該勧告に基づく対応が完了した際には、対応が完了した旨が記載された都道府県等の文書等の写しを提出してください。

⑤ 規制対象となる盛土等の工事を実行中の場合、許可は不要ですが、県（又は市）への工事内容の届出が必要です。届出の時期を逸しないように手続きをお願いします。届出後は届出書の写しを管轄の森林管理署（支）署へ速やかに提出してください。

【既に借受け等されている方】、【これから借受けを予定されている方】

⑥ 許可を受けた盛土等に係る工事の完了後には、県（又は市）による完了検査を受ける必要があります。検査後は、交付された検査済証又は確認済証の写しを管轄の森林管理署（支）署へ速やかに提出してください。

● 勧告、改善命令又は監督処分について

規制区域内の盛土等については、造成時期に関わらず、災害の防止のための措置が必要と認められる場合や、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合などには、都道府県等から勧告や改善命令が出される場合があります。

また、無許可工事や技術的基準違反等があった盛土等については、都道府県等が許可の取り消しや工事施工停止命令等の監督処分を行う場合があります。

このような処分等を受けた場合は、速やかにご報告いただくとともに、是正措置等の対応状況についてお知らせください。また、当該処分等に基づく対応が完了した際には、対応が完了した旨が記載された都道府県等の文書等の写しを提出してください。

なお、是正措置等の対応が確認できなかった場合には、契約解除を含め、契約を見直すことがありますのでご承知おきください。

● その他

盛土規制法の規制区域や工事の許可申請等に係るお問い合わせについては、各都道府県等の窓口へお問い合わせください。